

旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要領【令和6年度登録以降】

(趣旨)

第1条 この要領は、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金の交付に関し、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(正規雇用について)

第2条 要綱第2条第4号に定める「正規雇用」は、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるか、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、退職金、定期的な昇級又は昇格の有無等をもって判断するものとする。

(公務員に準ずる法人等の職員の範囲)

第3条 要綱第2条第5号ただし書に規定する「公務員に準ずる法人等の職員」とは、総務省による独立行政法人制度又は文部科学省による国立大学法人制度の適用を受ける法人の職員をいうものとする。

(返済の延滞)

第4条 要綱第3条第2号に規定する「奨学金の返済を延滞していないこと」とは、貸与を受けた奨学金に延滞金が賦課されていないことをいう。

2 前項に規定する奨学金に、延滞金が賦課された時点で補助対象期間は終了するものとし、翌年度の補助金交付申請期間終了後に登録を抹消するものとする。ただし、市長が特に認める場合はその限りではない。(この場合において、賦課された延滞金については補助対象経費から除くものとする。)

(市内定着に該当しなくなった場合の取扱)

第5条 要綱第4条第2項各号に係る取り扱いについては、別表に定めるものとする。

(申請する対象経費がない場合の取扱)

第6条 要綱第11条第4項に規定する「申請年度の前年度において補助対象経費がない場合」とは、日本学生支援機構に対する願出により返済期限の猶予認められた場合、又は先掛返還を行い、前もって返済した場合のほか、市長が特に認める場合とする。

(特別休暇の取扱)

第7条 市長は、補助対象者等が、補助対象期間内において、就業先である地元企業が認める産前・産後休暇、病気休暇その他特別休暇を取得したときは、当該休暇の取得期間を地元企業で就業している期間として取り扱うものとする。

(個人事業主の取扱)

第8条 自ら事業を営む場合、第9条第1項第4号に定める雇用証明書及び第11条第2項第2号に定める在職証明書は、前年分の確定申告書の写し、又は履歴事項全部証明書等の事業の実態が確認できる書類で代えることができることとする。

(提出書類の取扱)

第9条 要綱第9条、第11条及び第14条で提出を要する「住民票の写し」は、本人が住民基本台帳の確認に同意する場合に限り、提出を省略できるものとする。ただし、申請時点で旭川市内に住民登録がある場合に限るものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月7日から施行する。

この要領の施行日前の登録者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領の施行日前の登録者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 要綱第4条第2項各号の規定に該当する場合の取扱

	市内定着要件		申請年度における取扱	申請年度以降の取扱
	市内居住	地元就業		
第1号	○	×	<p>地元就業が認められない状況となった日が属する年度（以下「未就業年度」という。）に支払った返済金額については、全て対象経費とすることができる。</p>	<p>1 未就業年度の翌年度において、引き続き左記の状況により市内定着が認められない場合は、4月1日から1年間を限度とし、補助対象期間を中断する。</p> <p>2 未就業年度の翌年度の3月31日時点において、市内定着が認められない場合は、補助登録を取り消すものとする。</p> <p>3 上記1で定める期間内に再び市内定着した場合には、要綱第14条に規定する変更届出書を提出しなければならない。なお、中断した期間は、補助対象期間から除くものとする。</p>
第2号	×	○	<p>市内居住が認められない状況となった日が属する年度（以下「転出年度」という。）に支払った返済金額については、全て対象経費とすることができる。</p>	<p>1 転出年度の翌年度において、引き続き左記の状況により市内定着が認められない場合は、4月1日から2年間を限度とし、補助対象期間を中断する。</p> <p>2 転出年度の翌々年度の3月31日時点において、市内定着が認められない場合は、補助登録を取り消すものとする。</p> <p>3 上記1で定める期間内に再び市内定着した場合には、要綱第14条に規定する変更届出書を提出しなければならない。なお、中断した期間は、補助対象期間から除くものとする。</p>
第4号	両方又はどちらか片方が×		<p>市内定着が認められない状況となった日が属する年度（以下「未定着年度」という。）については、市内定着が認められない期間に支払った返済金額を対象経費から除くものとする。</p> <p>ただし、市内定着が認められない期間は、年度内において3か月（又は90日）を限度とし、それを超えた場合は補助登録を取り消すものとする。</p>	

※表中に規定する取扱により難しい場合又は第3号若しくは第5号に該当する場合は、個々の事案ごとに判断するものとする。